

アルバイトについてのアンケート

愛知学院大学学生課・法務支援センター

問1 あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか。(例:コンビニ、居酒屋、学習塾、スーパー…、複数経験の場合は1つだけ書いてください。)

()

問2 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされていますが、あなたがアルバイトをする際、労働条件はどのように知りましたか。

- 働く前に具体的な説明はなかった(求人情報のみを含む)
- 働く前に口頭で知らされた(労働条件が記載された書面はなかった)
- 働く前に会社から労働条件が記載された書面を見せられ、知らされた(書面は見せてもらえたが持ち帰ることはできなかった)
- 働く前に会社から労働条件が記載された書面を渡され、知らされた(書面を持ち帰ることができた)

問3 アルバイトをしていて、労働条件などに関して次のようなことはありましたか。(複数回答可)

- 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた
- 採用時に合意した以上のシフトを入れられた
- 一方的に急なシフト変更を命じられた
- 一方的にシフトを削られた
- 実際に働いた時間の管理がされていない(例えばタイムカードに打刻した後に働くされたなど)
- 賃金が支払われなかった(全額 残業分 その他())
- 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった
- 時間外労働や休日労働、深夜労働について、割増賃金が支払われなかった
- 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった
- 給与明細書がもらえなかった
- 労働条件上の不当な扱いはなかった
- その他()

問3-2 アルバイトをしていて、新型コロナウイルス感染拡大の影響で次のようなことがありましたか。(複数回答可)

- アルバイト先からの解雇等によりアルバイト先をなくした
- アルバイトの時間が減った
- アルバイトの収入が減った
- アルバイト先で新型コロナウイルスの感染の危険があった
- アルバイトをしたいが、アルバイト先が見つからない
- その他()

問4 アルバイトによって、授業に出席できることがありましたか。

- ない
- ある

問4-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できることがありましたか。

- ない
- ある

(裏面に続きます)

問5 労働条件などに関して困ったことがあった場合、どうしましたか。（どうしますか。）

(複数回答可)

- 知人・友人、家族に相談した
- 学校や職場の先輩に相談した
- 同僚に相談した
- 専門の相談窓口に相談した
 - (□労働基準監督署等 □自治体 □その他 ())
- インターネットで調べた
- 自分で会社との話し合いの機会を持った
- そのアルバイトを辞めた
- 何もしなかった
- その他 ()

問6 法律で決められている労働条件に関して、知っていることは何ですか。(複数回答可)

- 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある
- アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある
- アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある
- アルバイトでも、時間外労働（1日8時間を超えた場合など）や深夜労働（午後10時から午前5時）には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある
- アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない
- 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない
- 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない。
- アルバイト代を事業主が一方的に引き下げるとはできない
- アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定（「36（さぶろく）協定」）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない
- 事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に30日前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の30日分以上）を払わなければならない
- アルバイトでも、仕事によるけがは、労災保険を使う必要がある
- アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる
- 何も知らない

〔自由記述欄〕

ご協力ありがとうございました。

アルバイトアンケート集計結果

回答者数：日進・名城公園キャンパス 67名

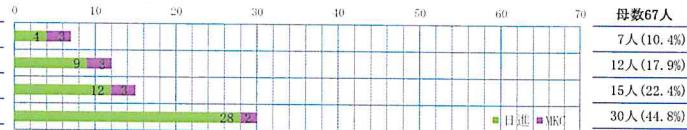
実施日：2021.10~11

問1 あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか。（例：コンビニ、居酒屋、学習塾、スーパー…、複数経験の場合は1つだけ書いてください。）

大学S.A. 居酒屋、コンビニ、文具屋、フードコート、ドンキホーテ、ケーキ屋、スーパー、学習塾、弁当販売、喫茶店、サーフィールドスタッフ、ガソリンスタンド、料亭、日雇い、カラオケ店、ドッグストア、飲食店、スポーツクラブ、レストラン、ラーメン屋、ファーストフード、焼肉店、ファミレス、和菓子屋、派遣、校閲、投票所、パン屋、巫女、薬局、サービス業、接客、中華料理店、デリバリー、販売店、アパレル

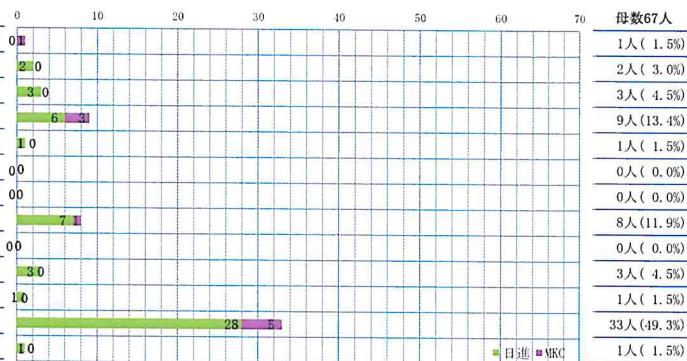
問2 労働基準法では、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とされていますが、あなたがアルバイトをする際、労働条件はどのように知りましたか。

具体的な説明はなかった（求人情報のみを含む）



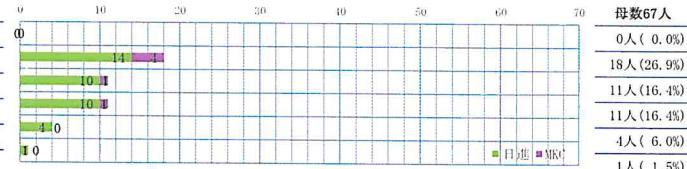
問3 アルバイトをしていて、労働条件などに関して次のようなことはありましたか。（複数回答可）

採用時に合意した仕事をさせられた



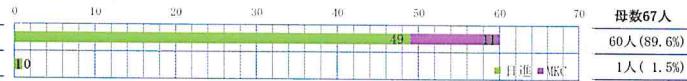
問3-2 アルバイトをしていて、新型コロナウイルス感染拡大の影響で次のようなことがありますか。（複数回答可）

アルバイト先からの解雇等によりアルバイト先をなくした



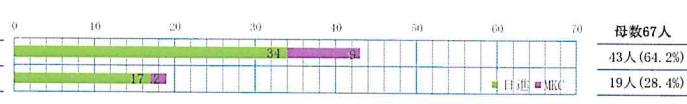
問4 アルバイトによって、学業に支障が出た経験がありますか。ある場合は、具体的な状況を記載してください。

ない



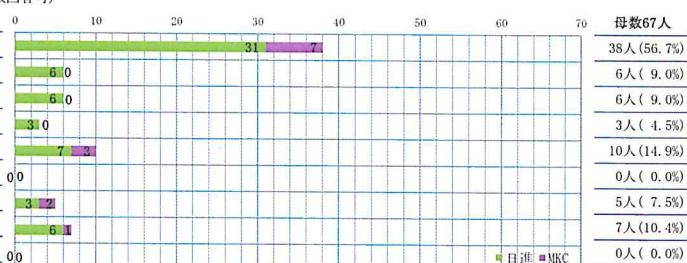
問4-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できなことがありますか。

ない



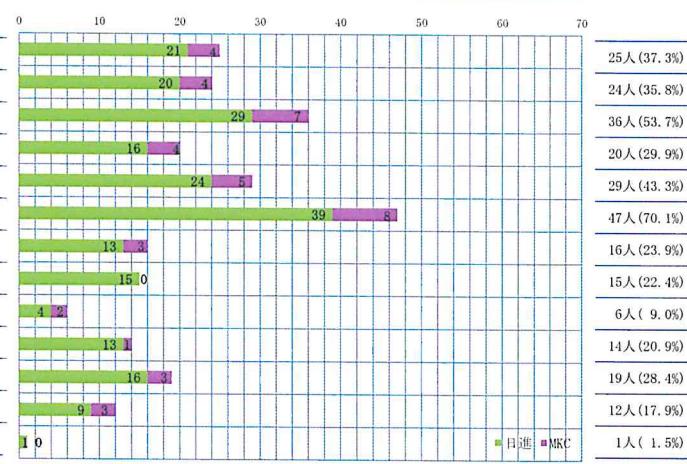
問5 労働条件などに関して困ったことがあった場合、どうしましたか。（どうしますか。）（複数回答可）

知人・友人・家族に相談した



問6 法律で決められている労働条件に関して、知っていることは何ですか。（複数回答可）

事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある



アルバイト・アンケートの集計結果（2015年度厚労省調査との比較）

(2021年10月～11月交通安全講習会参加者への実施分：集計数46名)

愛知学院大学学生課・法務支援センター

	厚労省	愛知学院
問2 アルバイトをする際、労働条件をどのように知ったか。	母数 1961	母数 67
□ 1 具体的な説明はなかった（求人情報のみを含む）	374(19.1)	7(10.4)
□ 2 口頭で知らされた（労働条件記載書面はなし）	432(22.0)	12(17.9)
□ 3 労働条件記載書面を見せられ、知らされた（書面持帰り不可）	346(17.8)	15(22.4)
□ 4 労働条件記載書面を渡され、知らされた（書面持帰り可）	809(41.3)	30(44.8)
問3 アルバイトで次のようなことがあったか。（複数回答可）	母数 1961	母数 67
□ 採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた	263(13.4)	1(1.5)
□ 採用時に合意した以上のシフトを入れられた	291(14.8)	2(3.0)
□ 一方的に急なシフト変更を命じられた	287(14.6)	3(4.5)
□ 一方的にシフトを削られた	231(11.8)	9(13.4)
□ 実働時間の管理が不適切（タイムカード打刻後の労働等）	150(7.6)	1(1.5)
□ 賃金が支払われなかつた	27(1.4)	0(0.0)
□ その他		0(0.0)
□ 準備や片付けの時間に賃金が支払われなかつた	266(13.6)	8(11.9)
□ 時間外・休日・深夜労働の割増賃金が支払われなかつた	105(5.4)	0(0.0)
□ 1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかつた	173(8.8)	3(4.5)
□ 給与明細書がもらえなかつた	163(8.3)	1(1.5)
□ 労働条件上の不当な扱いはなかつた	1015(51.8)	33(49.3)
□ その他		1(1.5)
問4-1 アルバイトによって、学業に支障が出た経験があるか。	母数 1000	母数 67
□ ない	822(82.2)	60(89.6)
□ ある	178(17.8)	1(1.5)
問4-2 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できないことがありましたか。		母数 67
□ ない		43(64.2)
□ ある		19(28.4)
問5 困ったことがあった場合、どうしたか。（複数回答可）	母数 1000	母数 67
□ 知人・友人、家族に相談した	556(55.6)	38(56.7)
□ 学校や職場の先輩に相談した	96(9.6)	6(9.0)
□ 同僚に相談した	57(5.7)	6(9.0)
□ 専門の相談窓口に相談した	16(1.6)	3(4.5)
□ インターネットで調べた	101(10.1)	10(14.9)
□ 自分で会社との話し合いの機会を持った	28(2.8)	0(0.0)
□ そのアルバイトを辞めた	107(10.7)	5(7.5)
□ 何もしなかつた	101(10.1)	7(10.4)
□ その他		0(0.0)

問6 労働条件に関して、知っていることは何か。(複数回答可)	母数 1000	母数 67
<input type="checkbox"/> 事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で明示する必要がある	475(47.5)	25(37.3)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、一定の条件を満たせば年次有給休暇が付与される必要がある	414(41.4)	24(35.8)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある	565(56.5)	36(53.7)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、時間外労働（1日8時間を超えた場合など）や深夜労働（午後10時から午前5時）には、通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある	427(42.7)	20(29.9)
<input type="checkbox"/> アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない	435(43.5)	29(43.3)
<input type="checkbox"/> 都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代はその額を下回ることはできない	641(64.1)	47(70.1)
<input type="checkbox"/> 事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない。	222(22.2)	16(23.9)
<input type="checkbox"/> アルバイト代を事業主が一方的に引き下げるとはできない	248(24.8)	15(22.4)
<input type="checkbox"/> アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定（「36（さぶろく）協定」）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない	128(12.8)	6(9.0)
<input type="checkbox"/> 事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に30日前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の30日分以上）を払わなければならない	214(21.4)	14(20.9)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、仕事によるけがは労災保険を使う必要がある	323(32.3)	19(28.4)
<input type="checkbox"/> アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる	264(26.4)	12(17.9)
<input type="checkbox"/> 何も知らない	129(12.9)	1(1.5)

アンケート分析の結果 2021

文責 岩井羊一

1 労働条件の明示

労働条件通知書を交付されている者は全体の 44.8%であった。

具体的な説明がなかったという者は 10.4%であり、昨年より増加した。口頭で知らされただけの者は 22.4%で、昨年より増加している。労働基準法等の法令が守られていない実体は続いている。昨年は若干改善傾向にあると評価したが、今年の結果をみると、状況はあまり変わっていない。

2 労働条件について

不当な扱いがなかったと答えていた者は 49.3%であり、昨年より 10%減少した。2015 年の厚生労働省の調査では 51.8%が不当な扱いはなかったと答えていた。それよりも少ないが、同じ程度であるから、状況は横ばいである。

最も多かったのは、「一方的にシフトを削られた」の 13.4%である。次に「準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった」の 11.9%である。さらにそれに近いのは「採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた」の 10.9%であった。それ以外にも「採用時に合意した以上のシフトを入れられた」「1 日に労働時間が 6 時間を超えても休憩時間がなかった。」という回答が一定数あった。これらは従前からも指摘が多かった問題である。従前からシフトについての不満が多く指摘されていたが、今年も同様の傾向があった。

3 新型コロナウイルス感染拡大の影響

2021 年は、2000 年に引き続いて、新型コロナウイルス感染拡大の影響について質問をした。

アルバイトの時間が減ったと回答した者が 26.9%、アルバイトの収入が減ったと回答した者が 16.4%あった。アルバイト先で新型コロナウイルスの感染の危険があったとする回答も 16.4.%であった。アルバイト先をなくしたとの解答はなかったが、アルバイトが見つからないとの回答もあった。感染の危険があったとする回答の割合が昨年よりも増加したのは、昨年よりもさらに感染者が増加した今年の感染状況を反映しているように思われる。

4 アルバイトによって、授業に出席できない

支障が生じたと回答する者は 1.5%と昨年より減少した。支障が生じたと回答する者の割合は年々増加していたが、今年は少なかった。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、アルバイトの時間や収入が減ったことの裏返しの減少と考えられる。

5 アルバイトによって、授業中、疲れて集中できない

アルバイトによって、授業中疲れて集中できることがあったと回答した者は 28.4%であり、減少した昨年はもちろん 1 昨年よりも増加している。新型コロナウイルスの感染拡大のために、アルバイトの時間や収入が減少していることとは違う傾向が現れている。

3割近くの者が授業中、疲れて集中できないと回答していることは深刻に捉える必要がある。

6 困ったときの相談先

「知人・友人、家族」が 56%と最も多く、その次に多かったのは「インターネットで調べた」の 14.9%である。「職場の先輩に相談した」「同僚に相談した」がそれぞれ 9.0%、「そのアルバイトを辞めた」が 7.5%であった。「インターネットで調べた」の割合が増加傾向にある。

なお、「専門の相談窓口に相談した」は、昨年はいなかつたが、今年は 4.5%いた。

1人で抱え込まずに身近な者に相談したり、インターネットで調べたり、アルバイトを辞めるなど、適切な行動をとられている。専門の相談窓口に相談する者もいて安心したが、もっと増えてても良い。相談しやすい窓口の設置と啓発が求められる。

7 法定労働条件の認識

法定労働条件の認識として低かったのは 36 協定の締結・届け出（9.0%）で、解雇予告（20.9%）、アルバイトでも労働基準監督署等に相談できること（17.9%）、アルバイト代の引き下げ禁止（22.4%）等が続いた。

認識が高かったのは、最低賃金（70.1%）、休憩時間の付与（53.7%）である。昨年は、全般的に認識しているものが増えたと評価したが、今年の結果は、全体的に認識が低くなつた。

引き続き啓発が必要である。

8 まとめ

昨年は、労働条件についての知識が高く、不当な扱いも受けていない者の割合が増えたと指摘したが、今年は、そのような状況になかつた。例年通りであり、厚生労働省の 2015 年の調査の結果とも同じような状況が続いている。

労働条件について、アルバイトに雇用契約書を交付しているケースが 50%前後で推移し、改善の傾向がないのは残念である。

新型コロナウイルス感染拡大について、アルバイト時間が減少するなどの影響が続いている。